

写

令和6年9月19日

東近江市長 小椋正清様

東近江市特別職報酬等審議会

会長 澤田 喜一郎



東近江市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和6年6月25日付け東人第678号で諮詢のあった東近江市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

写

答申書

令和6年9月19日

東近江市特別職報酬等審議会

答 申

当審議会は、令和6年6月25日に、東近江市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、市長から意見を求められ、同年6月25日、7月22日及び8月21日の計3回の審議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 東近江市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額

(1) 市議会議員の報酬額等

ア 市議会議員の報酬額

職名	現行額		答申額
議 長	月額	460,000円	500,000円
副議長	月額	390,000円	425,000円
議 員	月額	370,000円	405,000円

改定の時期は、令和7年4月1日とする。

イ 市議会委員会における委員長及び副委員長の報酬加算

現行のとおりとし、委員長職等への報酬加算については、見送ることとする。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料額

職名	現行額		答申額
市 長	月額	900,000円	950,000円
副市長	月額	750,000円	780,000円
教育長	月額	700,000円	720,000円

改定の時期は、令和7年4月1日とする。

2 附帯意見

- (1) 議員活動について、市民の代表機関の一員としてより積極的に取り組み、市民に伝わるような活動や情報発信をされたい。
- (2) 市議会が若い世代や女性にとって魅力があり、議会に興味を持ち、議員になりたいと思えるような議会風土を醸成されたい。
- (3) 市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、

その時々の社会経済情勢や市の財政状況に応じて検討されることも必要であり、本審議会についても、定期的に開催することが望ましい。

3 審議の経過等

(1) 審議の経過

審議に当たっては、諮問書、各種資料（東近江市議会改革検討委員会による議員定数等検討結果報告書、市議会議員の定数、報酬及び政務活動費の推移、市長、副市長及び教育長（以下「三役」という。）の給料額の推移、三役の公務の状況、市議会議員の活動状況、議員報酬（委員長職等への報酬加算を含む。）並びに三役の給料額（以下「報酬等の額」と総称する。）についての県内他市及び県外類似団体との比較、直近の県内他市の特別職報酬等審議会の開催状況、平成17年の合併以降の人事院による給与勧告の実施状況、民間企業における賃金の状況、市の財政状況等）をもとに、昨今の社会経済状況の変化などを踏まえて、市議会議員や三役の職務及び職責としてふさわしい報酬等の額となるよう議論を行った。

審議会では、各委員が市民の立場から慎重かつ率直に議論され、報酬等の額については、概ね増額方向での見直しを行うべき又は行ってもよいとの意見が多く出された。一方で、コロナ禍に引き続き、世界的なエネルギーの高騰等を起因とした物価上昇により、市内には先行きが不透明な状況に置かれている事業者や、民間賃金の上昇の恩恵を受けていない市民があることも理解する必要があり、これに留意すべきことも確認された。

これらのこと踏まえて、報酬等の額については、増額方向での見直しの改定を行う方針で審議を進めることで全委員の意見が一致した。

(2) 市議会議員の報酬等について

ア 市議会議員、議長及び副議長の報酬額について

平成17年の合併以降現在までの約20年間、議員報酬の額については改定されていない。この間、東近江市を取り巻く社会経済状況は大きく変化し、市民のニーズも多様化・複雑化していることから、市民の代表機関としての市議会の役割は増しており、質・量ともにより積極的な議員活動が求められている。

こうした中、若い世代や女性をはじめとして多様な背景を持つ人が議員として活動できることが重要であり、優秀な人材を確保するためには、これにふさわしい報酬額とする必要がある。

東近江市議会改革検討委員会においては、少子化や若い世代の流出など人口減少が進む環境を踏まえ、議会機能及び近隣市や類似市等の議員定数の比較並びに常任委員会の議論に適正な人数を検討の上、議員定数を3人削減することとされ、議会改革の努力もうかがえる。

これらのこととを総合的に勘案して、当審議会としては、市議会議員、議長及び副議長の報酬額について、その職務と職責に応じた報酬額とするため、現行より増額することとし、答申額として決定した。

イ 委員長職等への報酬加算について

県内他市では加算がないこと及び県外類似団体でも加算されている市は少ないこととの均衡並びに委員長及び副委員長の職は、議員の職務の一環ともいえることから、報酬の加算については見送ることとした。

(3) 三役の給料額について

平成17年の合併以降現在までの約20年間、三役の給料額について審議及び改定を行っていない。しかしながら、この間、三役は、少子高齢化や過疎化の進行、市民ニーズの多様化・複雑化、コロナ禍での行政運営、急激な気候変動による局地的な豪雨への対応など、本市を取り巻く著しい環境の変化に対応している。また、このような状況においても、地域医療の充実、経済団体の連携、中心市街地の活性化、農業振興、重要文化財への登録などによる歴史文化の振興、認定こども園の整備などの子育て支援施策、学びを支える教育環境の充実などに積極的に取り組み、その成果も見えてきている。今後も、本市を取り巻く社会経済状況や地域の課題は、より一層複雑化かつ高度化することが予想され、市民に最も身近な基礎自治体の市長、副市長及び教育長には、これまで以上により高度かつ柔軟な判断力及び行動力が求められることとなる。

これらのこととを総合的に勘案して、当審議会としては、市長、副市長及び教育長の給料額について、その職務と職責にふさわしいあるべき水準の額とするため、現行より増額することとし、答申額として決定した。

東近江市特別職報酬等審議会委員

会長	澤田 喜一郎	東近江市農業委員會会長
会長職務代理者	大塚 ふさ	東近江市社会福祉協議会会长
委員	藤村 善信	東近江市自治会連合会会长
委員	廣田 美代子	東近江市人権のまちづくり協議会 女性活動部会長
委員	二橋 省之	八日市商工会議所会頭
委員	鈴村 重史	東近江市商工会会長
委員	桂川 明久	東近江労働者福祉協議会会长
委員	矢島 之貴	湖東信用金庫理事長

(敬称略、令和6年6月1日現在)